

香川高等専門学校教学 IR 室規程

令和 7 年 2 月 2 6 日制定

(設置)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校運営組織規則第 21 条第 2 項の規定に基づき、教学 IR 室の組織等について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 教学 IR 室は、本校における IR を用いた教学マネジメントを推進することを目的とする。

(業務)

第 3 条 教学 IR 室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 教育活動に関する学生情報の収集・調査・分析に関すること
- 二 入学者選抜に関わる学生情報の収集・調査・分析に関すること
- 三 その他教学 IR に関すること

(組織)

第 4 条 教学 IR 室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 室長
- 二 室員

2 室長は、校長が指名する。

3 室長が必要と認めたときは、室員を指名することができる。

(任期)

第 5 条 前条各号の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 6 条 室長は、教学 IR 室の業務を総括する。

2 室長は必要に応じ室員を招集し、室員会議を主宰する。

(室員以外の者の参加)

第 7 条 室長が必要と認めた時は、室員以外の者を教学 IR 室に参加させ、その意見を聴くことができる。

(学生情報の管理)

第 8 条 収集した学生情報における個人情報の取扱については、独立行政法人国立高等専門学校個人情報管理規則及び香川高等専門学校個人情報管理取扱要領の定めるところによる。

(学生情報の利用の制限)

第 9 条 収集した学生情報は、室長が特に必要と認める場合を除き、第 3 条各号に掲げる業務以外に用いてはならない。

(事務)

第 10 条 教学 IR 室の事務は、室長が所属するキャンパスの学務課（学生課）において処理する。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、教学 IR 室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。